

学会が行う弔行為は次の各号による。

1. 名誉会長及び名誉会員（この法人の発展に関して学術上の功績が特に著名な者で、理事会が推薦し社員総会で承認された個人 [定款 第3章 第7条 (2)]）が死亡した場合
その葬儀に供花し弔電を発信する。特に遺族からの辞退が無い限り、理事長（もしくは代理）が弔辞を捧げる。できるだけ速やかに体力科学に遺影をかけ、履歴業績等を記載しその功を讃える。
2. 会員歴が 50 年をこえる会員が死亡した場合には、前号に準じて取り扱う。
3. 理事長、理事、評議員会長及び当番会長経験者であった者が死亡した場合その葬儀に供花し弔電を発信する。特に遺族からの辞退がない限り、理事長（もしくは代理）が弔辞を捧げる。
4. 評議員を 3 期以上つとめた会員が死亡した場合は、弔意を表する。

付則

この申合せは、昭和 56 年 6 月より施行する。